

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

あま市国民健康保険税条例（平成２２年あま市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の６．９１」を「１００分の７．１３」に改める。

第５条中「２万９，６００円」を「３万５００円」に改める。

第５条の２第１号中「１万７，７００円」を「１万８，４００円」に改め、同条第２号中「８，８５０円」を「９，２００円」に改め、同条第３号中「１万３，２７５円」を「１万３，８００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「２万７２０円」を「２万１，３５０円」に改め、同号イ(ア)中「１万２，３９０円」を「１万２，８８０円」に改め、同号イ(イ)中「６，１９５円」を「６，４４０円」に改め、同号イ(ウ)中「９，２９３円」を「９，６６０円」に改め、同項第２号ア中「１万４，８００円」を「１万５，２５０円」に改め、同号イ(ア)中「８，８５０円」を「９，２００円」に改め、同号イ(イ)中「４，４２５円」を「４，６００円」に改め、同号イ(ウ)中「６，６３８円」を「６，９００円」に改め、同項第３号ア中「５，９２０円」を「６，１００円」に改め、同号イ(ア)中「３，５４０円」を「３，６８０円」に改め、同号イ(イ)中「１，７７０円」を「１，８４０円」に改め、同号イ(ウ)中「２，６５５円」を「２，７６０円」に改め、同条第２項第１号ア中「４，４４０円」を「４，５７５円」に改め、同号イ中「７，４００円」を「７，６２５円」に改め、同号ウ中「１万１，８４０円」を「１万２，２００円」に改め、同号エ中「１万４，８００円」を「１万５，２５０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後のあま市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。